第12回特別弔慰金の請求手続きについて
（ご協力願い）

令和７年４月より第 12 回特別弔慰金の請求受付が開始されました。宜野湾市におきましても、前回（第 11 回特別弔慰金）受給者の皆様へ**請求案内通知を４月末頃に送付**予定しておりますので、ご確認下さい。

請求受付につきましては、**窓口の混雑を避けるため、請求される方のお住まいの地域により下記のように受付を予定**しておりますので、何卒ご協力をお願い致します。

※ただし、お急ぎの場合は下記日程によらず受付可能です。

請求期間　令和７年４月１日～令和 10 年３月 31 日
受付時間　午前９～11 時・午後１時～４時 30 分

請求者お住まいの行政区	優先受付日程
野嵩１～３区、普天間１～３区、 新城、喜友名	令和７年５月１日～５月30日
伊佐・大山・真志喜・宇地泊・大謝名	令和７年６月２日～６月30日
嘉数・真栄原・我如古・宜野湾	令和７年７月１日～７月31日
長田・愛知・中原	令和７年８月１日～８月29日

※土日・祝祭日はお休です。

【　問い合わせ先　】
宜野湾市役所　別館２階　福祉総務課
電話：０９８－８９３－４１４２